

長岡市告示第164号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、下水（雨水を除く。）の排除及び処理をすべき区域等を次のように告示します。

なお、関係図書は、長岡市土木部下水道課において一般の縦覧に供します。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田 達伸

- 1 供用及び処理の開始年月日
令和6年3月31日

- 2 下水の排除及び処理をすべき区域
 - (1) 高見処理分区
高見町の一部
 - (2) 土合処理分区
高畑町及び上条町の各一部
 - (3) 富曾亀・山本処理分区
小曾根町の一部
 - (4) 川崎処理分区
新保4丁目の一部
 - (5) 坂之上処理分区
前田2丁目の一部
 - (6) 下々条処理分区
稲葉町の一部

- 3 下水の排除及び処理をすべき区域の図
別紙図面のとおり

- 4 分流式又は合流式の別
合流式及び分流式

- 5 終末処理場の位置及び名称
長岡市寿3丁目4番3号
長岡中央浄化センター